



環評審第29号
平成29年12月12日

沖縄県知事
翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成29年7月25日付け沖縄県諮問環第2号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 陸域動物について

(1) 進入防止柵の維持管理について

平成28年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）の宮古島側の調査結果において、オカヤドカリ類やミヤコヒキガエル等、多数の陸域動物のロードキルが確認されていることから、環境保全措置として設置した進入防止柵の十分な効果が発揮されていない。そのため、事後調査の結果により明らかになった事実に応じて、今後の管理手法も含めた新たな環境保全措置を実施することが重要である。

については、進入防止柵の高さ等の再検討及び繁茂した草本の草刈り時期や回数等の具体的な維持管理手法を検討させ、ロードキルの防止に努めさせること。

また、具体的な維持管理手法に関する維持管理計画を作成させ、事後調査報告書に記載させること。

(2) 進入防止柵の設置等について

平成29年8月3日に実施した本審査会の現地調査（以下「現地調査」という。）の際、昨年度に補修を行ったボックスカルバート呑口側の進入防止柵補修状況を確認したが、補修した進入防止柵の高さが低くオカヤドカリ類が取付道路に侵入することが懸念された。

については、最新の事後調査結果を踏まえて、補修した進入防止柵を高くする等の対策を検討させ、実施させること。

(3) 伊良部島内のロードキルについて

伊良部大橋の供用開始による交通量の増加により、伊良部島内の道路においてロードキルの増加が懸念されることから、最新の交通量を把握した後にロードキル調査の必要性を検討させ、必要に応じてロードキル調査を行わせること。

2 海域地形（長山の浜）について

(1) 北側の影響について

長山の浜北側の事後調査結果では、工事着手前より5m程度汀線が後退した状態が続いており、汀線の後退による影響が懸念される。そのため、長山の浜北側で確認された汀線の後退による砂浜の地形の変化、海浜植物の生育場所やウミガメ類の産卵場所等への総合的な影響を考察させた上で、必要に応じて環境保全措置を検討させ、実施させること。

また、長山の浜北側で確認された汀線の後退による影響を考察する際は、長山の浜全域における汀線の変化についても考慮する必要があることから、過去の汀線測定の調査結果による各測線の断面図の作成及び航空写真による季節風の影響把握等の方法により、年度毎の砂の変化量を確認させ、環境監視基準に基づく評価を行わせること。

(2) 波打ち際の機能について

長山の浜の汀線は、事業実施中に不測の地形変化が発生し、長山の浜南側において事業者による緊急対策工を実施している。波打ち際は、砂の移動に伴う流れの中で稚仔魚の生息場となる機能を有しており、緊急対策工後は砂の移動がほとんど無く、その機能が失われていることが懸念される。については、長山の浜が有する波打ち際の機能の変化の有無について考察させ、必要に応じて追加調査を検討させること。

また、波打ち際の機能の変化の有無について、考察した結果を事後調査報告書に記載させること。

(3) 維持管理について

現地調査の際に、長山の浜の陸側の海岸林沿いに遊泳用ビーチネットが仮置きされ、林縁の海岸植物が押しつぶされている状態を確認した。当該遊泳用ビーチネットに関しては、平成27年度環境保全措置要求3で知事が求めたとおり海岸管理者と調整し、ウミガメ類に配慮した結果、仮置きを行っていると考えられるが、この状態が続くと押しつぶされた林縁から風が侵入し、海岸林が生育不良になるため、当該遊泳用ビーチネットの移動又は撤去について、海岸管理者と協議を行わせること。

3 海域生態系について

(1) 底生生物について

平成28年度の調査結果は、過年度と同程度の調査結果であったが、平成27年2月の底生生物調査結果では、出現種数及び平均個体数が減少しており底質の変化も懸念されることから、底生生物調査及び底質調査を継続させること。

(2) 海域生態系の考察について

海域生態系の構造・機能に変化がないとする理由及び重要種を記載させることが望ましいことから、過去の事後調査結果等を抜粋させ、事後調査報告書に記載させること。

4 宮古島側法面植栽について

現地調査の際に、宮古島側橋詰め広場付近の法面において、生態系被害防止外来種リストにおいて重点対策外来種に指定されているセイタカアワダチソウ及びモクマオウを確認したことから、事業者にも両種の除去を行わせること。

また、ロードキル防止用ボックスカルバートの吐口側に生育しているモクマオウについても除去を行わせること。

5 伊良部島取付橋梁部における海岸林について

(1) 海岸林の再生について

現地調査の際に、伊良部島側取付道路橋梁部において、平成27年度に海岸林を復旧した状況を確認した。事業者は、本地域の眺望点としての利用状況から、高木へと成長するハスノハギリの植栽を避けたとしているが、平成27年度環境保全措置要求5(2)で知事が求めたとおり、伊良部島側取付道路により分断された海岸林を再生するためには、ハスノハギリの植栽が必要である。

については、復旧した海岸林の両端にハスノハギリを植栽させると共に、本地域の眺望点としての利用状況を踏まえ、必要に応じて樹種を再検討させること。

また、計画中の当該箇所における追加の補植及び防風ネットの設置と併せて、生育したギンネムの除去を行わせること。

(2) 海岸林の植栽樹木について

事後調査報告書資料3-11頁付表3-7⑥に「流通状況によっては、八重山地区及び沖縄本島地区産の利用についても検討する」と記載しているが、島しょにおける遺伝的多様性保全のため、植栽樹木は伊良部島産を使用させること。伊良部島産の植栽樹木が入手できない場合は、近隣島である宮古島産を使用させること。

(3) 海岸林の維持管理について

本事業の取付道路建設により分断された海岸林は、平成27年度から事業者による復旧が行われており、海岸林の再生に至るまで長期的な管理を行う必要がある。

また、事後調査報告書の参考資料に記載されている「伊良部島側取付道路部の海岸植生の再生調査」については、沖縄県環境影響評価技術指針第14章第14(2)において、「事後調査の項目及び手法は、知事の環境保全措置要求を勘案して、事後調査の開始後1年ごとに再検討するものとする」との規定を踏まえ、補足調査ではなく事後調査として調査を行わせること。

また、海岸林の再生に至るまでの管理方法に関する長期計画を作成させ、事後調査報告書に記載させること。